

答 申 書

(答 申 第 369 号)

令和5年(2023年)3月27日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が令和3年6月21日付けで行った公文書一部開示決定処分に対する審査請求は、審査請求期間を徒過して提起されたものであり、不適法と認められることから、却下すべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「北海道教育委員会が、令和2年6月17日付で行った、上川管内特別支援学校の教諭に対する懲戒処分及び同日付で前記懲戒処分に係る管理監督責任により戒告処分とした校長に対する処分に関する文書すべて。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、「令和2年(2020年)6月17日付け懲戒処分に係る事故報告書」、「職員賞罰等審査委員会分限・懲戒処分等記録(令和2年(2020年)6月10日開催分)のうち、学校職員の懲戒処分に係る部分」、「決定書「学校職員の懲戒処分について」(令和2年(2020年)6月15日決定、教総第719号)」及び「決定書「学校職員の懲戒処分について」(令和2年(2020年)6月17日決定、教総第722号)」(以下、これらの4件の公文書を総称して「本件公文書」という。)を対象公文書として特定し、本件公文書に記録されている情報の一部が、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、令和3年6月21日付け教総第844号で公文書一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)に基づき、実施機関に対し、令和3年10月5日付けで、本件処分において非開示とされた部分の開示を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

本件諮問事案は、本件処分の妥当性を審議する以前に、本件審査請求が行服法規定の審査請求期間内に提起された適法なものかどうかを審議すべき事案であり、行服法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(括弧内略)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているため、以下、この点について検討する。

(3) 本件審査請求の適法性について

ア 請求人は、本件審査請求は適法な期間内に提起したものであるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 行服法第18条に規定する「処分があったことを知った日」とは、北海道総務部行政局文書課行政情報センター(以下「行政情報センター」という。)の解釈では、開示等の決定に係る通知書が開示請求者に送達された日、本件では「公文書一部開示決定通知書」(令和3年6月21日付け教総第844号)の発送日の翌日、すなわち令和3年6月22日が「処分があったことを知った日」とであると断定している。

(イ) 請求人としては、公文書一部開示決定通知書が送達された時点では、一部開示される公文書を見分していないため、非開示とされた文書がどのようなものかを判別することや、処分の具

体的内容を把握することができないため、公文書一部開示決定通知書が送達された時点では、審査請求を行うか否かを判断することは不可能である。

(ウ) したがって、処分の具体的内容を把握することができるのは、実際に対象公文書を見分した日であることから、本件では公文書一部開示決定通知書の「2 開示の日時及び場所」に記載されている令和3年7月6日が「処分があったことを知った日」と判断せざるを得ない。

イ 実施機関は、この「処分があったことを知った日」について、請求人が主張しているように、公文書一部開示決定通知書が請求人に到達した時点ではなく、請求人が実際に行政情報センターで本件公文書を見分した時点が「処分があったことを知った日」とみなし、本件審査請求を適法な審査請求として受理した。

なお、実施機関は、本件審査請求を受理した理由について、請求人の権利利益の保護を勘案したと述べている。

(4) 以下、本件審査請求の適法性について、当審査会の考え方を詳述する。

ア 本件審査請求は令和3年10月5日付けでなされており、その審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）には、請求人が審査請求に係る処分を知った年月日について、「令和3年7月6日」と記載されている。

また、本件処分に係る公文書一部開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）においては、「この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。」と記載されており、請求人は、本件審査請求書の「6 処分庁の教示の有無およびその内容」において同様に記載していることから、実施機関は、本件処分において適法な教示を行っているものと認められる。

以上が客観的に認められる事情である。

イ 次に、前記以外の事実関係について、当審査会が実施機関に対し、まず、本件処分に係る公文書一部開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）を請求人宛てに発送した日付について確認したところ、本件通知書に記載された日付の翌日である令和3年6月22日であることから、その翌日の令和3年6月23日に請求人宛てに本件通知書が到達したと推定されるとのことであった。

このことについては、請求人の令和4年11月19日付け意見書の中において、「同通知書が請求人に配達された日（普通郵便）令和3年6月23日」と記載されていることから、本件通知書が請求人宛てに到達したのは、令和3年6月23日であると推定される。

ウ ところで、請求人は、行服法第18条に規定する「処分があったことを知った日」について、本件通知書が請求人宛てに送達された時点では、どのような公文書のどの部分が開示、非開示とされるかを判別することや、処分の具体的内容を把握することができないため、実際に対象公文書を見分した日である令和3年7月6日が「処分があったことを知った日」とであると判断せざるを得ないと主張する。

この「処分があったことを知った日」の解釈については、条例に基づく開示の実施は、開示決定等の後の手続として位置付けられているものであるから、条例に基づく開示決定等は、個人情報記録された公文書の写しの交付等による開示が実施されていないとしても、当該開示決定等に係る通知書が開示請求者に到達した時点で効力を生ずるものと解される。また、処分がその名宛て人に個別に通知される場合、行服法第18条第1項に定める「処分があったことを知った日」とは、その者が処分のあったことを現実知った日のことをいい、当該処分の内容の詳細や不利益性等の認識までを要するものではないと解される（最高裁判所平成28年3月10日第一小法廷判決参照）とされている。

そうすると、請求人が、本件処分があったことを知ったのは、本件通知書が請求人宛てに到達した日、すなわち、令和3年6月23日が、本件処分があったことを現実知った日であるという

べきである。

なお、行服法第 18 条第 1 項は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求ができる旨定めているところ、審査請求期間の経過後に審査請求をする場合には、審査請求書に正当な理由を記載しなければならない

(行服法第 19 条第 5 項第 3 号) とされているものの、本件審査請求書には、正当な理由について記載がなく、意見陳述における質疑応答でも正当な理由に当たる具体的事実を認めることはできなかった。

エ よって、実施機関が、本件公文書を開示した時点(令和 3 年 7 月 6 日)を「処分があったことを知った日」とみなし、適法な審査請求として受理したことは行服法に反しているものと認められるから、本件審査請求は、不適法なものとして却下すべきであると判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

本件審査請求は、上記のとおり不適法な審査請求であり、却下すべきものであるが、請求人は、本件処分に係る開示しない理由の付記としては十分ではない旨主張するので、念のため付言すると、本件通知書別紙の「開示しない理由」欄に記載されている内容は、条例第 15 条第 1 項が求めている理由の付記としては、必ずしも十分なものであったとまではいえず、より具体的な理由を記載するのが望ましい。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和 4 年 9 月 12 日	○ 諮問書の受理(諮問番号 680) ○ 実施機関から関係書類(①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧口頭意見陳述申立ての写し、⑨口頭意見陳述聴取結果記録書の写し、⑩対象公文書の写し)の提出
令和 4 年 9 月 15 日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和 4 年 11 月 30 日 (第二部会)	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和 5 年 2 月 22 日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
令和 5 年 3 月 16 日 (第 114 回全体会)	○ 答申案審議
令和 5 年 3 月 27 日	○ 答申